

第五十五回 参議院通信委員会會議録第二十一号

昭和四十二年七月二十一日(金曜日) 午後四時二十三分開会

委員の異動

七月二十一日

辞任

黒柳 明君

補欠選任

和泉 覺君

出席者は左のとおり。

委員長 森中 守義君

理事 植竹 春彦君

寺尾 豊君

西村 尚治君

森 勝治君

古池 信三君

那 祐一君

迫水 久常君

白井 勇君

新谷寅三郎君

谷村 貞治君

鈴木 強君

永岡 光治君

横川 正市君

石本 茂君

鈴木 市藏君

國務大臣 小林 武治君

郵政大臣 竹下 一記君

郵政大臣官房長 浅野 賢澄君

郵政省電波監理局長 倉沢 岩雄君

事務局側 常任委員会専門員

参考人

日本放送協会 前田 義徳君

日本放送協会副会長 小野 吉郎君

日本放送協会専務理事 野村 達治君

日本放送協会専務理事 浅沼 博君

日本放送協会理事 佐野 弘吉君

日本放送協会理事 野村 忠夫君

日本放送協会総務 藤根井和夫君

日本放送協会総務 送業務局長

本日の会議に付した案件

○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合せの結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、放送法の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) これより議事に入ります。放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 きんの質問が途中で終わりましたが、最初から、きょうあらためてお尋ねいたしますが、最初に、受信料の使途についてひとつお尋ねいたしますが、実は臨時放送関係法制調査会の答申の中

に、受信料の使途についてということで大に意見が出されておりますが、それを見ますと、「受信料は、NHKの維持運営のためのものであって、これを業務外に使用すべきでない」とも「認める」とも「正常な業務運営に支障がない」と認められ、放送界全般の改善向上により視聴者の利益となると認められるときは、一定の公正な条件のもとに、その施設の一部を民放にも積極的に利用させ、又は民放と共同して業務を行なうことが望ましい」と、こういったのがございますが、これは非常に運営上むずかしい点もあろうと思っておりますが、せつかくの答申でありますから、この放送法の一部改正の機会に、郵政省の態度をひとつ承っておきたい、こう思うのですが。

○政府委員(浅野賢澄君) 先般御提案いたしておりました改正案におきましては、大体御趣旨の線に沿って御提案いたしておいたと存じております。おそらく、この次に提案申し上げます案におきまして、そういった線になるものと考えております。

○鈴木強君 これはあれでしようか、法律を変えなければできないというものなんでしょうか。実際には、いままさにアンテナのポールなんかの場合には、NHKと民放と一緒に建てて、そうして上に民放とNHKを載せてやっている例がございますね。私は、そういうことが一つの、経済的に見ましてもいいことだと思っております。ですから、それをもうすでに実行、推進されていると思うのです。ですから、私は、この答申はそういうこと

も含まれておるのではないかと、こう思いますね。これは三十九年九月の答申ですから、ですから私は、法律を必ずしも変えなければいけないということではなくて、民間放送が非常に急速な発達をしてきておりますから、その民間放送は民間放送としての経営基盤の中でやるのは当然です。しかし、

また、協会には協会の公共放送としての使命を持つて国民全体を基盤にしたその中でやりやうにしているのですから、これはお互いに、いい意味において牽制し合い、りっぱな番組を組んでいただいで、国民のために放送業務を行なっていくということ、これは当然なんです。その際に、いりならば、協会は長い伝統と歴史の中で、民放より相当有利な立場で運営されていると思っております。そういう意味で、民放側からかかると、そういう意見があったと思うのですけれども、そのほか、いろいろNHKとしてはできるだけの支援はしていると思っております。いろいろな研究の過程においてもやっているとありますが、私は、そういうことをさらにできるならば積極的にやうたらどうかというのがこの答申にうたわれていることだと思っております。浅野監理局長の言われるように、放送法の改正のときにはそういう趣旨を組み込んでいこうという、これも一つの方法でしようね。明確に法制的にやるといふことも当然でしようが、また、行き過ぎがござりますと、何だ、おれたちの放送料を違うところに使っているじゃないか、こういう苦情もありますから、その点はやはり非常にむずかしいと思ふのだが、実際にせつかく出ているし、また、現実には、そういう方向でうまくやっている面もあるわけですから、そこいらに對して、もっとNHKなり民放なりよく話し合いをして、具体的にどうしたらいいかというような相談はしなかつたのでしうかね。

○政府委員(浅野賢澄君) ただいまおっしゃいましたアンテナの点とか、それから建物、道路、こういった面になりますと、これはNHKの財産区分の問題になつてくるわけでございます。財産自体としまして明確に区分ができるならば、法解釈上は差しかえないわけでありまして、現に、たとえば日立なら日立のアンテナを見ておりました

も、たしか一緒にやっていると思います。建物も一緒にやっております。財産登記ができる場合には、持ち分権さえはっきりすれば差しつかえない、そういう面がございます。それからもう一つ今度、おっしゃいますように、この答申にありませぬ分ですが、現行法上も実際、ある分についてはやっておりますし、また、相当程度はやるんじやないか、それは放送法の九条によりまして、放送及びその受信の進捗発達に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたものを行なうこと、この項目に従いまして、ある程度は現在もやっております、かように考えております。ただ、御指摘のように、行き過ぎになつては困る、こういう点がございませぬから、積極的に大きくやっております場合には、なお一そう法的な措置があればいいのではないかと、こういうふうらに考えられるのじやないかと考えております。

○鈴木強君 これは、小野副会長お見えになつておられますが、具体的にアンテナを建てますね、これは共同出資の形でいくのか、あるいは協会の投資として、その一部を貸せませぬから、その借料として幾らか使用料を取つておられるのか、その辺ちよつと教えてもらいたいと思つております。

○参考人(小野吉郎君) 建設自体はNHKでやりました、これの利用の面に関しまして使用料を取るといふ方法もあるかと思つてますが、現在までの具体的事例では、そのようなものは一件もございませぬで、やはり共同の所有というよりな形になつて、その所要の経費を案分したものを持ち寄つて建設をしておられるのが実情でございます。

○鈴木強君 それから、まあ民放からもNHKはもう少しわがほりに協力体制をとつてもらいたいという、まあ御希望があると思つておられますね。私どももそれを聞いておるわけです。しかし、それは言つても、なかなかむずかしいことですよとお答えはしておきますけれどもね。むずかしいだけに、なお、こう積極的に話し合ひをしていくようなことが必要だと思つております。そういう場合に、

法的な問題も出てくるでしょうから、まあ、できれば郵政省が仲立ちをしてくれれば一番いいんですが、そういうふうな話は具体的にありまして、どうしよかね、どうしよかね。

○参考人(小野吉郎君) 主として建設地点の道路等の關係の経費の問題については、幾多そういう事例がございませぬ。だんだん非常に小さい、しかも、カバレッジの狭い区域に建設をいたしてまいりますので、民放によりましては、そういう土地の道路建設費まで持ったんでは、なかなか建設に踏み切れない。しかも、両方あわせて業務開始をしたほうが利便でありますことは、受信者の立場に立つて当然でございませぬので、そういう建設促進のために、NHKが民放のほうに負担をさせないで、NHKが負担してつくる事例は、もうすでにご覧いただけますし、また、今後建設地点が小さくなればなるほど、そういうよりな面も多分出てこようかと思つてますが、建物あるいは塔の關係の施設については、全額まるがかえてNHKが持つ、こういうふうな交渉を受けた事例はございませぬ。電波局長が御答弁をいたしましたこと、NHKといたしましては、受信者に対する面もございまして、公用負担あるいは受益者負担と申しましたも、そういう受信者からの受信料で建設をいたしておられますので、民放の方面の会社組織による、そういう財産区分に属すべきものによつて、経費を投入することは非常に問題だらうと思つて、現在、そのような事例は一件もございませぬ。また、そのような御相談にあつたこともございませぬ。ただ、一般論といたしまして、

將來の法律改正等の關係に、民放方面からそのよりな面における受信料の用途の拡張あるいは明確化というよりな面についての御要望のあることは承つておりますが、具体的な建設の事例について、そのような申し入れを受けたことはございませぬ。

○鈴木強君 これは大臣にちよつとお考えを承つておきたいのですが、まあ答申の趣旨は、いま申し上げたよりなことです。で、やはりこのNHK

と民放とは、ある意味においては非常に競合してくると思つておられますし、また、悪いことばでいへば、商売がたきのところがあると思つておられますが、そこをやはりうまく、公共放送と民間放送とが並存していくという妙を生かすことが大事なことだと思つておられます。したがつて、この答申の中に述べられておられるような意見というものが出てくると思つておられます。ですから、これらについてもう少しい、この民放側の意見も直接NHKには、これは言いにくいと思つておられますし、意見があつても差し控えている向きもあるようですから、これはひとつ郵政省がもう少しそういう意見を取り上げていただいて、そして話し合ひをして円満に意見なりを生かされるような方法を考へてもらいたいと思つておられます。

○國務大臣(小林武治君) いまの問題、大きく見て、国家的に見て二重投資をすべきでない、同じようなものを、二つアンテナを建てるとか、そういうことをすべきでない、そういうのが根本の方針でなければならぬ。二重投資などのむだなことをすべきでない。したがつて、いまのような場合においては、やっぱりお互いに協力するということが必要であり、また、われわれが必要と認める場合には、さういふふうなことをすることがよからう、さういふふうらに考へます。

○鈴木強君 その点はそれでけっこうです。それから、きのうの、途中でやめましたUとFMの免許のこれからの方針について、基本的な考へ方をぜひ伺つておきたいと思つておられますが、おそれなく電波法と放送法というものは次の国会に御提案になるだらうと思つておられます。そこで、従来の郵政省の考へ方からいたしますと、やはり過去の経験にかんがみ、放送法、電波法が通つた後、根本的なUを含めた、あるいはFMを含めた免許の基本方針というものをおきめになつてやるほうがいいだらうと、さういふ判断は一般的にあると思つておられます。ただ、大臣も心配されておられるように、遺憾ながら現実には両方がこの国会に提案できなかつたわけですから、少なくとも、次の通常国会以降に

なる、さういふことになりませぬと、一面、宝の持ちぐされになる点、あるいは、さうでなくとも、現に難視難聴地域とかFMに対してかなり長い間待たされておられる国民の気持ちからすると、ある程度大臣の意見も理解する人がいると思つておられます。そこで、さういふ微妙な経過の中でおやりになるわけですから、あまりUの場合でも根本的な問題までずつとやつてまいりますと、放送法との關係で問題が出てくるでせうし、そのやり方が非常にむずかしいと思つておられます。きのうお伺いしますと、たとえUの場合ですと、従来から問題になつておりました地域、それに、ある程度一県一放送局しかないような二五の地域がございませぬが、そのうち、ある限については復數化していくというよりな、それを親局としてのUを實用化していく、免許していく、さういふふうなニュアンスにとれたのですが、その辺については、もう少し大臣のお考え方を聞いておきたい。かように理解していいですか。

○國務大臣(小林武治君) これはまあお話のように、いままで、放送法が根本的に改正できたらひとつやりましようというのでだんだん延び延びになつてきておられるが、それができないで、このままですたでできるまで待つておられることが適當か、ある程度措置をするのが適當かと、この一つの政治的判斷によるわけでありませぬが、これは私は、従来から長い間懸案になつておいたものは、もうそれを待たないでやるほうがよからう、さういふ政治的判斷をしたのです。しかし、原則的にいへば、やっぱりさういふものができてから全般的にやるほうが私は適當であらうと、さういふふうらに思つておられます。まあ妙なことばでいへば、できるだけその範圍を限局をして、限定をしてやるのがよいのじやないか、さういふふうなことで、いま鈴木委員のおっしゃつたよりなことでこの際はいく、しかし、ある程度全体計画を持たなければ、全体の基本計画を持たなければ、一種の御都合主義になるから、さうでなく、ある程度の基本計画を持つて、將來にわたる長期計画を持つて、その一部を実施す

る、こういふふうな考え方がよからうと思つてお  
ります。

○鈴木強君 二十五社の諸君から強い要望を大臣  
もこれは、ごらんになっておられると思いますが、確  
かに二十五社の諸君がおっしゃっているように、放  
送法、電波法の改正と不可分だといふふうに考  
えていることは事実だと思つておられる。これはわ  
れもそういふふうな言われてきたわけではな  
い。今までFをなぜやらぬかといふと、いや放送法の  
答申があつてから改正だ、大阪とか北九州とか  
名古屋あたりの問題については、ある程度それは  
ニエアンズは違ひましたが、基本的には不可分の  
関係だ、こういふふうには実は考へておつたと思  
います。ですから、そのことを二十五社は非常に強  
く主張して居るのです。ところが、大臣の今度の  
新聞等に発表された御意見等からして、大臣が放  
送法、電波法が改正できない段階においていまの  
ようにやるのが国民のためにいいだらうといふ  
御解釈に対して、これは反対しているわけではな  
い。だから、そういふふうな言ひをしない面がある  
ので、相互乗り入れ等によつてやりなさいといふ  
答申もあるのですから、二十五社の人たちはそれ  
を確信してやつておられるわけでありまして、この二  
十五社の諸君は非常に大臣の発言に対しては反発  
を感じているように思つておられる。ですから、  
従来、北九州、名古屋、こういふふうな地区  
で新局免許もやむを得ない、何かそこに考えなけ  
ればならないのじゃないかといふ、緊急地域につ  
いては、ある程度わかるのです。ところが、そ  
うでない民放二十五社の中からはある程度複数化し  
ていくといふことになりまして、かなりの反発が  
出るとおられる。この辺の兼ね合いをどうい  
うふうに大臣とらえていかれるのですか。かね合  
いが非常にむづかしいと思つておられる、私は、

○國務大臣(小林武治君) 私はいまの反対とかい  
うものに必ずしも納得しない。これはたとへば、  
いまの独占企業に対して影響があるであらう、こ  
ういふふうな観点から多く出ているのじゃないか  
と私は推察をしております。しかし、地方民とし

ましては、放送の格差をなくすためにどうしても  
数局にしてもらいたいといふことは、これは日本  
全体の希望であつて、これをほんとうに反対する  
ものはあるいは二十五社がおもになるのじゃない  
かとさえ私は思つておられます。さういふわけであ  
りまして、ただ放送法ができるまで待つといふの  
はその期限を延ばしてもらいたいといふところに  
は観点がありませんかといふ邪推まで私はして  
おるわけでありまして、いまのようになつて  
おるわけでは、私は必ずしもそれに従ふ必要な  
い、こういふふうな考へておられます。

○鈴木強君 そこで、大臣のお考へ方もわかるの  
です。わかりませんが、たとへば二十五社の中  
現在のテレビの普及状況ですね、人口から見たと  
ころの普及台数等見ますと、一番トップが静岡で  
すね、二百九十一万の人口に対してテレビの普及  
台数が五十七万でトップです。それから順序にい  
くと、新潟、長野、福島、山口、岡山、鹿児島、  
熊本、長崎、これが大体Aクラスですね、五十七  
万から二十七万、その次が愛媛が二十四万、B  
クラスの一番下が二十万で富山、Cクラスが石川  
県の十九万、それから鳥取の十萬、もつとも、こ  
れは資料が私のは古いのです。古いけれどもそ  
ういふ状態になつておられると思つておられる。やがて、こ  
れは再免の時期ですから、十一月までには、お  
そらく各社の経営実態というものが、収支等につ  
いても郵政省はつかんでおられると思つておられる。やはり  
大臣のおっしゃつたように、一つは確かに、いま  
単独で経営している諸君からすれば、競争相手が  
出てくるのですから、ですから、自分の経営基盤  
というものが非常に侵害されるというか、経営が  
困難になるかといふ点の心配があると思つてお  
られます。ですから、その県の実情とか産業の発達  
の状況とか、いろいろ勘案して、最低二局に  
なつてもお互いに競争していったら両立できると  
いふ、そういう確信の持てることと、二つつ  
くつたらもうそれはたいへんだといふところがあ  
ると思つておられる。実際問題として、そこら  
を一体どこでつかむかといふと、やはり経営

実態というものをつかんでみなければわからぬわ  
けでしょう。ですから、そういうことは私たちが  
心配しているんですよ。社会党で、この改正案の  
ときにわれわれも討論いたしました。原則とし  
て二局と、こういふことをうたつたんですが、二  
局つくと共倒れになつても困るわけですよ。た  
とへば12チャンネルなんかいい例でして、チャ  
ネルがあつたからこれに与えた、しかし、いま係  
争になつておられますが、実際、赤字赤字が累積を  
して、もう科学技術教育としての性格なんとい  
うのは全くなくなつておられます。われわれも非常  
に寒心にたえないのです。何回かこれ取り上げて  
いるんですが、残念ながら、純科学放送としての価  
値はない。最近もうナイターやつて、その間に  
コマシヤルを流しているような、そういう状態  
にまで来ておられるわけです。ですから、これらの判  
断というものは非常にむづかしいと思つてお  
られる。大臣のおっしゃることもわかるが、国民は一体そ  
ういふ事情について、いや、二つにすることが利  
益だ、こゝろ言ひましても、それはそのとおりで  
しょう。そのとおりだが、一面には、その経営を  
考へないといけないのですから、その点、大臣が  
自信を持って、二十五社の中でどことどことやると  
おっしゃるなら、そういうことを具体的に国民の  
前に示さなければやばいといふかと思つてお  
られる。そういう御用意はありますか。

○國務大臣(小林武治君) 鈴木委員はよく御存じ  
の上でいろいろお尋ねになつておられますが、私の  
意図も大体御存じの上から、もうそれで大体御  
了承いただけると思つておられますが、いまおっしゃるよ  
うなことは当然なことでありまして、せつかく民  
放を許しておられるに、その民放が立ち行かないよ  
うなところへいろいろなことをまた考へるなら  
いふことはあり得ない。おっしゃるようなことは  
当然考へて、そして、われわれ当局としてもそ  
ういふことは自信を持ってやるのだと、こうい  
ふふうに申し上げておきます。

○鈴木強君 ですから、おそろく、これは最近の  
経営の実態というものは、配当が何かが幾らある  
というふうな、そういう程度しかわからないので  
すか。まだ各社の、ここにありますが二十五社の経  
営というものはつかみ得ないでしよう、いまの段  
階、どうでしょう。

○國務大臣(小林武治君) これは一番よく知つて  
いるのは、業者自身がみな仲間であつてよく知つてお  
りますよ、どこがどうといふことは、われわれもむ  
ろんこれから調べるし、ある程度の資料は持つて  
おられますが、自分たちの同業者が一番よくわか  
つておられます。自然にそういふうわさが世間には  
い出ておられます。しかしながら、われわれもむ  
ろん資料を持つて、表向きのものでなくて、わ  
れわれは、配当を幾らしているか、普通の届け出  
はありますが、それ以上のものを持つてあつたら  
うし、また持つべきだ、こういふことで、何もただ  
一つの要素だけを問題にするのじゃなくて、各般  
の要素を総合勘案してきめる、こういふこと  
になつておられます。

○鈴木強君 いや、総合勘案してきめるのは当然  
でしょう。当然でしょうが、私は質問をして  
います。ですから、具体的に二十五社の中には、たと  
へば静岡にしても、信越放送にしても、この陳情の  
中には署名をしておられるわけですね。ですから、わ  
れわれが見ると、たとえば静岡、新潟、長野ある  
いは福島等は、テレビの普及率も他の県に比べ  
るとかなり優位になつておられます。進んでおられ  
ますから、その経営実態というものは一体どうだ  
らうかといふ心配があるわけですね。ですから、あ  
なたの言うように、二つつくとつてもだいたいよ  
うだ、業者がよく知つておられるといふのが、相  
手の業者はだいたいよふだと、こうおっしゃるで  
しょう。一方では、いや、このようにまだ早い  
だ、こゝろおっしゃつておられるわけだから、そ  
こで、要するに、国民から見ると、二つつくと  
つたときに、東京のようなこんなマンモスの一千万  
もあるところに現に12チャンネルがあるじゃない  
ですか。やつてみたけれども、何といふのかな、  
この十一月はまさか再免もできないだらうと思  
うんですが、とにかく、日本にあつたへんぢり

三

んな12チャンネルという大事な一つのチャンネルが、目的からはずれたものが現存しているんですから、いろんなことをやっばり心配しますよ。だから、われわれは、十二月、年内にやるとおっしゃるから、そういう点は明確に国民にも、これこれこういふふうな経営基盤でやって、かりに二つつくつてもだいいふぶだといふことを明らかにすることがやっばり必要でしょう。そうしなければわかりませんよ、あんな、一般の国民には。だから、私はいま現在その経営がわかっておりま

すかと。だから、配当率が幾らくらいのところはわかっています、実際収入がどの程度であつて、どの程度の収益をあげているかというところは、おそらくまだつかんでおられないんじゃないかと思うんですが、そういうことが一体いつつかめて、その経営基盤が確実に把握されて、自信を持って免許していくというふうな、そういう段取りにならなければならぬわけでしょう。だから、そういう点、なければしょうがない、私が聞いてみても、つかんでいなければ、そういうことを聞いています。浅野さん事務局だからわかっているでしょう。

○政府委員(浅野賢澄君) 決算期ごとに各社の収支状況をとりおきますと、それから再免許にあたりましては、今月中に全社の収支状況を把握できるように相なるわけでございます。大臣申し上げましたように、そういうものをもとにいたしまして、地方におきます経済力その他の資料を中心に、総合的な判断を下すようになります、かように考えております。

○鈴木強君 決算期ごとのわかっているんですか。○政府委員(浅野賢澄君) 決算期ごとに提出するようになっています。ただし、これは簡単なものでございます。○鈴木強君 それらについて、一番最近のひとつ決算の状況を教えてください。静岡、新潟、長野、福島、山口、岡山、鹿児島、熊本、長崎、これだけね。

○政府委員(浅野賢澄君) 前期決算の資料をまとめましたものを準備いたしております。○鈴木強君 いや、準備いたしておりますが、わかっているなら、そこであんな教えてくださるよ。○政府委員(浅野賢澄君) どういうふうに申し上げますか。○鈴木強君 まあ収入、支出、決算と、こう出てきますね、ですから、その期の利潤がどの程度あるか、配当がどの程度あるか、そういうことではないです、簡単に配当率でもいいし。○政府委員(浅野賢澄君) 平均の配当率は大体一〇%ないし一二%の間に落ちつくものと思われま

す。若干、その間におきまして、記念配当を二分程度プラスしてあるのはありますが、それで、テレビ、ラジオ兼営社におきましては、一社だけ無配のところがあります。あとは全社配当を一〇%以上いたしております。それからテレビ単営社も同様であります。ラジオ単営社におきましては、十三社のうちで無配が七社であります。以上でございます。

○鈴木強君 これは浅野さん、収入、支出、それから当期利益金というもので、わかっているわけですか。そうしたら、静岡、新潟、長野だけ教えてください。○政府委員(浅野賢澄君) 静岡は四十年の十月から四十一年九月までの間の決算であります、静岡が収益二十二億であります。それで、当期利益金が二億六千万、配当一五%、こういう状況であります。それから次が新潟、新潟がこれは二番目になります、収益状況から見まして、一番が静岡、二番が新潟になります、新潟が十七億五千万円、当期利益が、これは一年間で二億三千万、配当が三%、下期のほうに記念配当二%プラスしております。それから信越が三番になります、十五億七千万、この間におきます利益が二億五千万、配当が二%ですが、上期のほうに記念配当三%、計一五%。なお、申しおりました

が、静岡の場合に、下期のほうに記念配当二%いたしておりますから、一七%に相なります。以上でございます。○鈴木強君 それはわかりました。恐縮ですが、あと二十五社、福島から鳥取までのひとつつ収支を、いまのバランスを、あとで資料出してくれませんか。○政府委員(浅野賢澄君) わかりました。○鈴木強君 そこで、もう一つ私は大臣に承っております、大阪の在阪四社、毎日、朝日、関西、読売、この四社が、やはりこれら大臣に陳情書を提出しているように聞いておりますが、ここでは難視聴地域の救済ということ、強く割り当てを要求しておいたわけでございます、親局を追加置

局するということについては反対のようでした。これは歴代大臣が何回も何回も現地に行かれた方もあるし、新聞、テレビ、ラジオをにぎわした問題なんですが、すでに中継局の設置等についても、かなり具体的な調査を進めて、技術的にも可能だということ、相当に資金も準備されて、中継局の計画を立てておられるようですが、やはり難視聴地域の一端として、積極的にこの四社が動いておたうたようですが、これに対して中継局用のUをぜひ認めてもらいたいという意見があるわけですよ。こういうものについては、もう一つ大阪にUの親局をつくるという方針でいくのか、あるいは、いまある四つの中継局を整備してやって、各県のたいへん難視聴地域になって不満であるものを解消してやるのか。実際にUをこれから実用化していく場合に、その辺についてはどういふふうにしていくのですか。

○国務大臣(小林武治君) まだいずれともきめておりません。○鈴木強君 これはいつごろにきまる予定ですか。○国務大臣(小林武治君) これもやはり年内ということを申し上げておるから、そういうことになろうと思えます。○鈴木強君 それで、このUの実用化の方向に向

かって準備を進めておられるようですが、いま電波技術審議会に郵政大臣が諮問した幾つかの問題があると思えますが、すでにこの技術的な問題について、チャンネルプラン策定のオールチャンネル受信機の望ましい電気的特性について、これが一つ、それからNHKの徳島の実験局については、調査報告書が出ていると思うのです。それからもう一つは、大都市の減衰特性、この三つについては、すでに技術委員会のほうで結論が出ているというふう聞いています、その点はいかがでございますか。

○政府委員(浅野賢澄君) 徳島における実験の結果につきましては、六月三十日にNHKから提出を受けております。これを、いまおっしゃいましたチャンネルプラン作成のオールチャンネルの受信機の研究答申と、それから大都市減衰状況の調査報告、これを取りまとめまして、去る十七日に技術審議会の委員会におきまして一応の検討を終わっております。ごく近々に技術審議会の総会が行なわれまして、これに対する答申をいただく予定になっております。目下その答申作成中であると思えます。

○鈴木強君 これは委員会のほうでやりになっていることですから、あなたのほうで直接云々は言えないと思えますが、大体答申案がまとまっていますというお話ですから、そのいきさつ等については、少なくともこれは監理局長はよく御存じだと思っております。そこで、いまここで資料を出してくれと言つても、おそらく、まだ総会にかからな

い段階ですからどうかと思つたので、私もそのことは差し控えますが、いずれ、この総会が近々に持たれるでしょう。で、いま総合的な考えを伺いたいのですが、大体答申の目的というものは一〇%を達しておられると、こういうふうな総合的には考えてよろしいのですか、まとまった答申というものは。○政府委員(浅野賢澄君) ただいま印刷中であらうと思つていますが、取りまとめの結果を印刷にいまかけておるといふことを聞いております。

かかって準備を進めておられるようですが、いま電波技術審議会に郵政大臣が諮問した幾つかの問題があると思えますが、すでにこの技術的な問題について、チャンネルプラン策定のオールチャンネル受信機の望ましい電気的特性について、これが一つ、それからNHKの徳島の実験局については、調査報告書が出ていると思うのです。それからもう一つは、大都市の減衰特性、この三つについては、すでに技術委員会のほうで結論が出ているというふう聞いています、その点はいかがでございますか。○政府委員(浅野賢澄君) 徳島における実験の結果につきましては、六月三十日にNHKから提出を受けております。これを、いまおっしゃいましたチャンネルプラン作成のオールチャンネルの受信機の研究答申と、それから大都市減衰状況の調査報告、これを取りまとめまして、去る十七日に技術審議会の委員会におきまして一応の検討を終わっております。ごく近々に技術審議会の総会が行なわれまして、これに対する答申をいただく予定になっております。目下その答申作成中であると思えます。○鈴木強君 これは委員会のほうでやりになっていることですから、あなたのほうで直接云々は言えないと思えますが、大体答申案がまとまっていますというお話ですから、そのいきさつ等については、少なくともこれは監理局長はよく御存じだと思っております。そこで、いまここで資料を出してくれと言つても、おそらく、まだ総会にかからな

それから徳島の結果につきまして、手元に持つております報告で見ますと、お話のように、非常によい結果を——徳島だけを見てみますと、非常に、これは正規の報告をいたしておりますから申し上げられますが、徳島の実験の結果につきましては、非常によい結果が出てまいっております。当初予定いたしました計算上の線よりもよいくらいの結果になっております。それで、あと受像機の面、それから大都市減衰の面、これも当初予定いたしましたよりもよい結果が出てまいっております。したがって、これらをおおわせた結果は、おそらく期待するような内容になるのではないかと、いろいろに想像いたしております。

○鈴木強君 それはけっこうでした。大体あれでしょうが、二十六日ごろに総会を持たれるような話もあるようですが、日取りはまだきまつておりませんか。

○政府委員(浅野賢澄君) 大体二十六日というふうには私のほうは聞いております。

○鈴木強君 そこで、その答申が出てまいりますと、基本路線が大きく準備できるわけですね。おそらく、そのあとは省令の改正を含めた基本方針の作成というものが急がれると思いますが、また続いてチャンネルプラン、それからUV混在というようなことが一応おせん立てができて、それから今度は、いま私が質問したような懸案事項を含めて一体どうしていくか、中継局、親局にどういうふうな持つていくかという、そういう一貫したプランの中で話が進んでいくのかどうか。

そこで私は、臨時国会があつてから開かれるという話があるので、そうならば、ここでいま聞かなくてもいいが、あるいは、そうでなくて済むと、しばらく国会も開かれないのですから、私はそういう意味において、これはたいへん基本的な大事な点ですから、少し大臣にもこの際、考え方はだけはぜひ聞いておきたい。そういう趣旨でお尋ねしますが、まず、この臨時放送関係法制調査会の答申の中の「放送用電波使用の基本方針」とい

り中に、非常に含蓄のある意見が出ていますので、まず第一点、この点は大抵どうですか。割当可能な周波数がある以上、——こういう割り当て可能な周波数がある、いわゆるUというものがあつてなければならぬかのような現行法の表現は不適当であつて、教育、文化、経済等の公益的見地から、計画を定め、これに基づき、国として必要と認められたものみに使用を許し、他は将来の必要のため留保すべきものである旨法律上明らかにすることが適当であると認める。と、こういうふうにして述べているわけですが、これは法律との関係から、必ずしも私はこのことをやれと、こういうわけではないのだが、おおよそ、従来の現行法律の中でやるわけですから——やる場合でも、こういう法律の中でやる場合に、こういう精神をやはりこんでおやりになるのかどうかということですね、これをひとつ聞きたいのです。

○国務大臣(小林武治君) 精神をくんでやつたほうがいいと思います。

○鈴木強君 NHKのテレビの普及についてですが、おそらく、徳島がUによって実用化されていくということになると思ひますが、その場合に、これからNHKにUが入っていく場合に、この答申の中にも述べているように、NHKが全国あまねくサービスを提供していくという、そういう放送法の精神からいまして、総合の場合、あるいは教育の場合、テレビ放送がこのUの導入によって完全にカバレッジできるという体制をまず第一番につくることだと思ひますが、こういう点については、従来もやっているので、今回の実用化、本格的に実用化していくというような場合に、その点が少なくともおろそかになるようなこととはないでしょうか。従来より以上に、これは、中継局の場合、おそらくなるのではないでしようか。難視聴地域の場合、これははつきりやるといふことが言えるのですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 現在の法律のためええ上、あまねく放送が受信できるようにしなければならぬ、こういうふうな相なつておりますので、現在におきまして、第二次局、微小局、こつた小さい局に完全にこたえるように波の分配をいたしております。すでに御存じのように、UHF帯におきまして、相当もう局ができておりました。全部で二百数十局あつたと思ひますが、民放、NHKを入れますと、すでにUの小さな局が相当敷置かれておまして、大体御趣旨の点に沿う形になつておるものと、かように考へております。

○鈴木強君 それから東京なんかの場合ですね、いま第一、第三、第四、第六、第八、第十、第十二と、こつ七つありますね。なお、これにUの親局をつくつていくというふうな、認可していくというふうな、そういうふうなことはどうでしょうか。

○政府委員(浅野賢澄君) この問題につきまして、先ほどお話ししたように、やはり根本的な計画の問題に入つてくるのではないと思ひます。したがって、法律が通るといふことは、根本的なUの使用権、こつ七つの中に入らなればならないかと思ひます。当面はその点につきましては考へることにならないのではないかと考へております。

○鈴木強君 将来Uの存在が当然出てくると思ひますが、たとへばNHKの場合に、VならVで総合放送をやるとか、あるいは教育はUならUでやるというふうなことに、いまの段階で技術的に考へてみても、これは不可能ですね。

○政府委員(浅野賢澄君) 考へ方としては当然考へられますし、技術的にも可能であります。可能であります。今、Uを親局に使うようになりまして、四百七十メガから上のほうを開放していただくわけになります。そういう場合は、やつぱり日本全体のプランと一緒にこの問題は考へるべきじゃないかと、かように考へております。

○鈴木強君 NHKのさつきの難視聴地域の解消に對して、Uを中継局にどんどん使つていくということ、これはわかりました。この大阪在阪四社

の問題も含まれると思ひますが、民放に對するそういう配慮ということ、これはどうなんですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 民放につきましても、難視聴区域の解消につきまして、すでに百数十局、Uの局はたしか置かれておると思ひます。したがって、基幹ルートまたはいまお話しした、もし東京であるといふと、これは全体的な計画と一緒に考へるべき問題じゃないかと、かように考へております。

○鈴木強君 これは短い時間でとらうてい論議を尽くすことはできないと思ひます。何か五時半までに終わるようにとつてありますから、いすれまた私の意見も申し上げたい、また、考へ方も聞きたいと思ひますが、おおよそ基本的な問題については何いしました。

そこで、やはり何といつても電波放送法の改正後に日本の放送行政というものをちゃんと整備して、その中でスタートしてもらいたいというの、これはやつぱり強い国民の希望であるし、われわれもそう思つております。いまでもその基本線だけは曲げることはできない、こつまで来たわけですから。ただし、諸般の情勢から解決しなければならぬ問題があると思ひますから、そういう問題について、せつかく実験をされた結果、実用化よろしいということが、技術的にも実際問題としても、全体的にそういう体制が出てくれば、これも私はやむを得ないと思ひます。そういうことは一つの原則論の上に立つて当面おやりになることについて、私たちはわかりませんが、やはり昭和三十三年ごろの第一次チャンネルプランのころのことを考へてみましても、非常に免許をするかしないかということになりますと、問題があると思ひます。ですから、私は、放送行政委員会というものをつづつて、ほんとうに正しい放送というものが日本に実現できるようにやりなさいという趣旨は、非常に大事な意見だと思ひますが、非常に傾聴をし、尊敬していただくのでござい

ますが、そういう中で、当面のやむを得ない緊急問

題としておやりになるのですから、どうかひとつ、やったことよって再び世間から非難を受け、そのことが今後の日本の放送業界の中にいろいろな問題を起こすようなことがあつても困るわけですから、その点は賢明な郵政省ですから、私ども申し上げるのは失礼かと思いますが、まあ老婆心ながら申し上げておきますれば、そういう点を十分にひとつ配慮していただいでやっていただくということをお願いしたいと思います。

それから、大臣よくおっしゃる通りに、こういふことはよくみなと相談して、やはり英知を集めて、衆知を集めてやるべきだと、やはりガラス張り論です。大臣のよくおっしゃる、そういうことは私もつとめだと思つて、ですから、それぞれに、党にも政策審議会もあるわけですから、これはどうして大臣の秘密事項で、大臣の判断でやらなければならぬというところはそれとおりでと思つて、それから、それ以外のものでは、各点は各党にもぜひ御相談なすつて、いい面は私たちとしても大いに賛成したいと思つて、また、われわれから見ても、どうもどうかという点は、率直に私たちの考え方として一応出さしていただいで、その上で、大臣の行政権の発動によつてやることになると思つて、そういうことについては、ぜひひとつ腹藏のない御意見を聞かしてもらいたいと思つて、それはどうでしょう。

○国務大臣(小林武治君) 御趣旨はよく承りました。

○鈴木強君 それからも一つ、私はうっかりしちゃつたのですが、FMのほうですね、これはUと同じように年内におやりになるというのですが、非常にたくさん申請もありますし、すでにおそきに失するといふ批判もあるのですが、さらばといつて、なかなかむずかしいので、U、V、FM、AMと非常にむずかしいことだと思つて、これは大体免許方針に対する作業はかなり進んでおられるのですか。衆議院のほうの通信委員会でも、郵政大臣が、音楽を含むFM放送の本免許に

ついて検討中であるとおつしやつておられるし、いろいろわれわれが部内の新聞等を拜見して見ますと、浅野監理局長は、大臣からそういうお言ひつけがあつて、すみやかに結論を出すように努力して、お意見を発表されておられますのは、これは一体、おおよそのめどでいいですから、作業はいつごろできるでしょう。年内にやれるのか、そういう自信を持っておやりになるのか。

○政府委員(浅野賢澄君) FMの問題は、非常にこれは技術的な面、実際の波の幅の面、それから内容の面、いろんな面で非常にむずかしい問題をかかえておられるわけですね。理想的に考えれば、中波とのかね合いの問題で、混信対策等を中心に、できるだけすみやかに解決を要する問題ではございますが、何ぶんにも、問題を含んでおりますだけに、なお、考えをまとめるには時間を要すると思つておられます。ただし、これも相当長い間実験にはまひりません。テレビに引き継ぎまして検討をするよう、私も指示を受けました、その線に沿つていま検討をいたしております。

○鈴木強君 これはあまり突っ込んで、まだそういう段階では意見も聞けないと思つて、やはり問題は、チャンネルというか、どの程度の可能周波数が—電波があるかということが一つでしょうね。それからもう一つは、都市と地方とのバランスをどういふふうにとつていくかということもあるし、もう一つは、いま私申し上げたような、FMというものとAMと将来どういふふうにかからめてやつていくか、そういう基本的なものがあると思つて、それから、おそろく、そういうような点を中心にして、これから具体的に御検討、これからと言つて、いまやられておられるのですか、これは浅野さん、おおよそ、こういう問題はいつごろをめどにやつておられるか。年内に、こういうような意向のようですからね、逆算していけば、十一月、十月、九月、八月、それしかないのですけれども、どの辺の時期を目標にし

か。結論を出すようにやつておるのでございませうか。その点は聞かしてもらいたいと思つておりますね。

○国務大臣(小林武治君) これは長い間の懸案でありますから、大体、めどをつけて、そして、そのめどに向かつて努力をしますと、検討すると、そういうことでは進まない、したがつて、私も年内にひとつできるよつと、こういうことではない、いろいろ検討してはもらつておられますが、実際問題として、あるいはできないかもしれない、できないかもしれない、また慎重にやつてもらふこと、ひとつ急いで、また慎重にやつてもらふこと、こういうことを指示をしておる、こういうことでは、できないかということになれば、そこまですべて答えられない、どういふことでもございませう。

○鈴木強君 そうですか。そのニュアンスの点です。年内に必ずやるという御所信で仕事をされておると思つたのですが、そうでもなくて、仕事をやつてみた上で、無理であれば見送つていいと、こういうふうな程度なんでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) これはもうやつぱりやりたいと、こういうふうでも頼んでおられますが、結果的にはどうなるか、これはむろんいろいろむずかしい問題がありますから、検討がそこまで十分進むかどうかということについては、まだ確信はない、こういうことでもございませう。

○鈴木強君 これは浅野さん、技術委員会のほうで技術的な検討を—ステレオ方式か、そうでないかをやつてきましたね、あの結論はもう出たでしょう。だいたいよぶたという、その技術的な検討は済んでいるわけだから、さつき私申し上げたような点を検討する一つのものさしといひますか、基礎が出てくると、方針が出てくるということになるのじゃないですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 答申にもございませう。S、C、A業務とか、いろいろ使ひ方等、相当問題点も残つておるわけでありませう。同時に、FM

を主として使つてまいります対象等につきましても、これは議論の点が非常に多いわけでもございませう。かといひまして、一方、混信対策等につきましても、これもまた重要な波ということになりませうし、一方、音声放送に残された最後の波でありませうだけに、はたしてこれは従来どおりの混信対策のみに使つていいのか、むしろ、この特性を生かして、特にステレオ方式によりませう面から、一番向いておる音楽に使つていくか、さらにも、文化的な面にもまた配慮していくとか、いろいろそういう考へ方の面につきましても、まだ問題は多々あると、そういう面、目下勉強をいたしておる段階でございませう。

○鈴木強君 これはやはりむずかしい問題は確かにあります。もつと、マスコミ独占の排除という問題もかなり強く出ているわけですから、そういうことに対する省の考へ方は大体わかつておるわけですよ。歴代大臣がその趣旨に賛成してはいますから、そういう問題も残りますが、やはりおやりになるならおやりになるで、確固たる信念を持つて、そして一つの目標を設定し、それに向かつて省をあげて懸案問題を解決していくという体制がなければこれはできませんよ。だめですよ。ぼくはそう思つておるのですよ。西崎氏が桜の花が咲けばと言つたのは、もう七、八年も前です。三月ごろ、そういうことを言つておいて、まだ今日までたならしになつておるといふことは、ほんとうに私は日本の電波行政何たるか、と言われたい。たつてしやうがないでしょう。ただ、あなた方は、三十九年に答申が出ましたから放送法、電波法の改正をするのでございませうと、こう言つて、錦の御旗にして延ばしてきておられるのですよ。実際に、こんなならしな行政はないですよ。だから、大臣も積極的にやろうという気持ちになられるのはよくわかるので、だから、私は、放送法、電波法が改正になれば、それはベターですよ、よりベターであるけれども、これはやつぱりガラス張りの中でおやりなつてやれば、ほんとうにで



きないことでもないであろう、もう少し私はやるならやるらしく、ぴしっとした姿勢でやってほしいのです。非常な暑いときです、いろいろな皆さんもたいへんでしょうから、そういうことは多くを言ってもなかなか受けとめてもらえないと思いますけれども、まあひとつやるならやるらしく、もう少しきちっとした体制をつくってやってほしいということを私は意見として申し上げておきます。

最後に二つだけ簡単に質問して終わりますが、先般NHKが世界宇宙テレビなま中継をやられた。これは十四カ国が参加をして、二十四カ国で受信に一億七千万台のテレビが動員された、たいへんな、四億の人たちが見たというのでございますが、今度また四号がまいりますね、近く太平洋上に、そうしますと、ますます放送をやるための条件がよくなっていくのですが、そこで、NHKとしては、これからこの宇宙衛星を使ったこのような放送番組というものはどんな計画を持っておられるか、それから金がかかりかかると思われるので、それの中継料なんかについても、せんだつてのやつほどのくらいかかったのでございませうか、その点をひとつ。

それから浅野さんに最後に一つ。これは委員の皆さんに直接関係がないので恐縮ですけれども、実は例のベルギーの問題ですけれども、ほかに機会がありますからここでお許しくださいたいと思ひますが、幸い、那前大臣もいられますけれども、確かに延び延びになっておりました、予算に計上したものがついにできなかったというふうなきざつもありました。その後いろいろ検討して、いろいろどうこうした中で実験が済んで結論が出ておると思ひますが、ですから、これはいつごろスタート、実用化できるのをごいいますか。そういう点と、二つだけ聞かしてもらいたい。

○國務大臣(小林武治君) いまのあの点はもうだいたい見当もつておるし、なるべく早い機会に発足させたいと、かように考えます。

○鈴木強君 一つですか、ちよつと申すてくださいますか、

○政府委員(浅野賢澄君) 大臣からも早くやれというように指示を受けておりました、私どもも急いでおります、実は局内においては一応結論は出されたわけでありまして、出されたわけでありまして、私も連日国会に来ておりました、あとのまよめようがない状況であります。それで、いま若干心配いたしておりますのは、あれによりましてテレビの像に若干障害が入るわけでありまして、この点の数のとり方におきまして、なお一まつ不安がある。その補償の方法と補償の数、こういつた面につきまして少し心配点がありますので、国会が終了次第、私も、もしあとで文句を言われると困りますから、その数の段階をもう少し確かめてまともを完了したい、かように考えております。国会が済み次第、この点につきましては、即刻やらにやいけなれと思つておられます。それから、それ以降におきまして省令の改正をいたすつもりであります。

○鈴木強君 第一でしよ、第一チャンネルでしよ、障害を受けるというのは、だから、それが、いまの実験をやつてみますと、多少出てくる。しかし、もう一回実験してみなければ許可できないというところではないと思ひますけれども、ただ技術的に何か検討を加えていけば、できるようなことになるのだと思ひますけれども、もう一回実験をしなければならぬという判断ではないでしよ、あなたも、だから、その点を明らかにすること、まあ国会、せよ終るか、あつてまた始まるかわかりませんが、いすれにしても、そうすると、九月か、おそくも十月ごろにはやれると、こう判断していいでしよ。

○政府委員(浅野賢澄君) 実験の必要はもうございませぬ。ただ、その実験のデータをよく分析をする、ちよつともう一べん見直してみる。数にのりまして、NHK側の意見を、もう一度集まらして確かめてみる、こういふことじやないかと思ひます。それが終わりました、あとは省

令改正でありますから、大体御趣旨の線でいいんじゃないかと思ひますが、それはそのときになりませぬと……。

○参考人(野村達治君) 先ほどの世界中継のことにつきましてもお答え申し上げました。

先日行ないましたものは、ヨーロッパ放送連合が中心になりました、NHKもそれに参加したわけでございますが、この場合の宇宙中継の費用につきましては、ヨーロッパ側は受信者比例というところを持ち出してきておられますが、これはいろいろ折衝いたしまして、日本の場合は時間も必ずしも非常にいい時間でないというより、なにかを申し出まして、ほぼ八百万円ぐらいの費用に落ちつくことに大体なつておられます。まだ最終的にはきまつておりませぬ。

なお、この放送は朝の四時からやりましたのですが、その後、夜の七時半から再びやりまして、国民の皆さまには十分見ていただくようにしております、ほぼ五〇〇以上のの方々がおらんになつたという調査結果も出てきておられます。

それからもう一点は、これからの宇宙中継の計画でございますが、四十二年度でほぼ二十回の宇宙中継を行なうというのを考えて予算に組み、実際に計画を進めておるわけでございます。ただ、これは現在のインテルサットを使ってやりますと、これはほぼ一億数千万ドルというふうな費用を必要といたしますので、これはアメリカとの間でやりましたときには、そのぐらいの費用でございまして、そういう点から制限を受けまして、あまり多数回行なうということはなかなかむずかしいわけでございます。

○鈴木市蔵君 いま出されているこの放送法の一部改正の法案をそれ自体に対して若干質問したいというふうに思ひます。

この法案を提出する前に、電波監理審議会の諮問を必要としたのではなからうかというふうに思ひますが、これは諮問されたのでございませぬか。

○政府委員(浅野賢澄君) 法律でございますので、電波監理審議会の諮問する必要はございませぬ。あの方文がございませぬ、放送法の中で、あの方文の精神からいって、それは法律の改正には違ひないけれども、あの諮問事項の主要なものの中に含まれる性質のものだといふふうに考えますので、いままでこの経験からいって、当然こういふものは事前に電波監理審議会の諮問しないかと思ひますが、いかがでしよ。

○政府委員(浅野賢澄君) 必要の諮問事項ではございませぬが、御趣旨の線に従ひまして、審議会の先生方にはよく御説明してございまして、了承を得ておられます。

○鈴木市蔵君 そこで、どういふ説明なり何なりの中で、この委員会として、あるいは委員個人として、どういふ意見が集約されましたか。集中的に出されておられますか。

ましては、特にさしたる御意見もなく御了解をい  
ただいております。

○鈴木市蔵君 電波監理審議会へ諮問をかけたけ  
ればならないというは、放送法の四十三条でし  
たかね。

○政府委員(浅野賢澄君) 四十八条でございま  
す。

○鈴木市蔵君 つまり、これは解釈の相違かもし  
れませんが、やっぱり四十八条に従うと、  
かくかくの条件のある場合には電波監理審議会に  
諮問して、その議決を尊重して措置しなければな  
らないということが、放送法の四十八条でちゃん  
と条文がございまして、やはりこういういわば  
乙契約全廃といったような問題については、当然  
この審議会の諮問を必要とする。法改正だから要  
らないというはたてまえにはならないのじゃな  
いかと思いますが、どうして諮問を発しないの  
か、この点について、その理由がわからない。政  
治的理由がわからない。当然やっつたていいし、  
法改正だからといってこれを諮問しても少しも間  
違ひじゃないのに、どうしてこういふような重要  
な一つの法改正について、正式な諮問をしなかつ  
たのか。この点のところがどうも納得がいかな  
い。納得のいくいまの御説明じゃなかったと思  
います、ただいまの御答弁では、どういふ理由で  
しょう。

○政府委員(浅野賢澄君) 審議会に對しまして諮  
問をすべき事項は、これはしなければならぬとい  
うものを書いてあるわけでございますが、特に  
この四十八条に書いておられます分は、三十二条  
から出てまいっております。三十二条の「受信契  
約及び受信料」、このうちで郵政大臣の認可を要  
するもの、この点につきまして、認可をする前に  
審議会の御意見を承ると、こういう形でこれは出  
ておる分でございます。受信料そのものにつきま  
しては、特に審議会の法律事項におきましてわづ  
らわさないとということになっておりますが、私ど  
もといましては、いま御意見の趣旨と全く同  
じ立場におきまして、これは丁重に御説明いたし

ておるわけでございます。したがって、結果  
においては全く同じことではないかと、かように  
思っています。

○鈴木市蔵君 いや、ぼくは、これはやっぱりあ  
なたたちの手続省略ということだというように思  
いますよ。これはやっぱりつきりちゃんと四十  
八条の精神は尊重するべきもので、それを、その  
手続を省略して、同趣旨のものだったというふう  
に言いがれをするということは、私は、こうい  
う制度がなければならぬ別です。ある以上、やっ  
ぱりやるべきじゃなかったか、これは手落ちだつ  
た、はつきりぼくはそういふふうに思うので  
す。この点では思いますけれども、それでなけれ  
ば意味がないんじゃないですか。たとえば、私は  
聞きましても、甲とか乙とかという契約で  
しょう。乙というのは全廃するのですから、乙がな  
くなるのですから、とすれば、非常にこれはやっ  
ぱり質的な変化を伴う改正なんです。量的  
なものでさえも諮問はしているわけですよ。いわん  
や、質的な変化の場合に諮問を発しないというば  
かなことはないじゃないか。だから、当然これに  
諮問を発すべき性質のものであったにもかかわらず、  
どういふ事情でこの審議会の諮問を素通りさ  
せたのかという、この辺のところがどうも納得の  
いく御説明ではないように思うのです。

○政府委員(浅野賢澄君) 審議会にかけます場合  
は、郵政大臣の専決事項を主体にしてこれはかけ  
ておるわけでございます。それで、法律改正の問  
題になりますと、国会の場におきまして御審議い  
ただくわけでございますから、審議会とはその点  
が違っていると思えます。審議会が、行政委員会  
でありますとこれは別であります、これは諮問  
委員会になっております。大体、郵政大臣が行な  
い得る範囲におきましてこれをかける、こういう  
たてまえになります。ただ、御趣旨の点も十分私  
どもも考えておりますから、特に丁重に審議会に  
は御意見を承っております、かように考えておりま  
す。

○鈴木市蔵君 しかし、まあ、いままでいろいろ  
出されてくる諸法律の場合でも、何々審議会とか  
何々諮問委員会とかいろいろの答申を待って法改  
正というものを行なったということは枚挙にいと  
まない事実でありますから、必ずしも私はこれ  
は抵触するものではない。民主的な運営という意  
味からいって、四十八条の精神を生かしても決し  
て抵触するものではないというふうに考えて、そ  
ういふ解釈をしているわけですよ。

そこで、今回のこの改正の性格なんですけれど  
も、この改正の性格というものは、つまり、受信  
者側のほうから出た要求に基づくものだというふ  
りにも考えられるんですね。これは質問しておき  
たいと思いますけれども、すでもう社会政策的  
な見地から受信料を免除しなければならぬと、  
そういうふうな立場でとられた処置ですね、処置  
はもうかなりのところまでいっているのじゃない  
ですか。実際上はどのくらいいっているのです。  
たとえば生活困窮者とか重症度心身障害者からこ  
れは受信料を免除しているというふうなものをご  
ざいますね。それを社会政策的な見地からいっ  
た場合に、どの程度までいっておるわけです  
か。

○政府委員(浅野賢澄君) 御趣旨の線分につ  
きましては、大体いままで免除をいたしておる……。

○鈴木市蔵君 大体一〇〇%近く……。

○政府委員(浅野賢澄君) いや、一〇〇%にはな  
りませんが。

○鈴木市蔵君 どのくらい……。

○政府委員(浅野賢澄君) おおむねだと思いま  
す。

○鈴木市蔵君 おおむね……。そうすると、別に乙  
契約受信者のほうから出た撤廃の要求だというふ  
うに考えられませんか、この数字から見まし  
て。それでまた、ラジオ放送のほう、つまり、ま  
あ能動的にその仕事を中心にやっておられる、つ  
まり、放送局のほうから、いわゆるNHKのほ  
うからのイニシアチブによって出た法案でもな  
い、ここが問題だという気がするのです。ですか  
ら、この法案の性格というものは、一にかかっ

て、政治的な性格を持つ、何らかの政治的なねら  
いを持つといったらいいでしょう、そういう意  
図から出た法案だと、性格がきわめてどうも解せ  
ないという気がするのです。それはどういふこと  
ろに理由があるでしょう。だから、たとえば法  
案の説明のときにありましたね。放送の発展の  
云々というふうなことがありましたけれども、あ  
あいうばく然とした法案の説明の理由づけでなく  
て、何か、しかるべき理由がなければ、質の変化  
を伴う改正ですから、理由づけが、要するに、理  
論づけがはつきりしてない、こういう印象を受け  
るわけですよ。この点どうでしょう。

○政府委員(浅野賢澄君) これがごつ然として出  
てまいりますと、御意見の御趣旨のようなこと  
になるかと存じますが、決してこれは政治的な問題  
というのではない。衆議院、参議院両方の委員会  
におきましても、三十八年以来、毎年何回か、廃  
止してはどうかという各面からの御意見をいた  
しておるわけでございます。したがって、そ  
ういった面がやはり一番の考え方の主体になつ  
ておる、かように考えております。これによりま  
して、受信料の考え方、性格を変えようというのでも  
ない。ただ、取り方につきまして若干単純化され  
てまいつた、これだけの差だと、かように考え  
ております。

○鈴木市蔵君 つまり、いままで取つたものを取  
らなくするのと、いままで取らなかつたものを  
今度新しく取るといふのは、質の変化ですよ。量  
の変化じゃない。いままで一〇〇%取つたものを  
九〇%にするとかなんとかいふ量の変化と違  
うのですよ、安いか高いとかという。質の変化なん  
です。だから、質の変化には、質の変化に伴うよ  
うな理由づけがなければならぬ。その理由づけが  
きわめて不明確じゃありませんか。社会政策的な  
見地から見れば、あなたのさつきおっしゃつたよ  
うに、ほとんど一〇〇%近く取つていない、こ  
ういふ状況ですから、全廃するといふことの積極  
的な意義というものはどうして出てこない、こ  
の改正案の説明からは。だから、これは政治的な

て、政治的な性格を持つ、何らかの政治的なねら  
いを持つといったらいいでしょう、そういう意  
図から出た法案だと、性格がきわめてどうも解せ  
ないという気がするのです。それはどういふこと  
ろに理由があるでしょう。だから、たとえば法  
案の説明のときにありましたね。放送の発展の  
云々というふうなことがありましたけれども、あ  
あいうばく然とした法案の説明の理由づけでなく  
て、何か、しかるべき理由がなければ、質の変化  
を伴う改正ですから、理由づけが、要するに、理  
論づけがはつきりしてない、こういう印象を受け  
るわけですよ。この点どうでしょう。

○政府委員(浅野賢澄君) これがごつ然として出  
てまいりますと、御意見の御趣旨のようなこと  
になるかと存じますが、決してこれは政治的な問題  
というのではない。衆議院、参議院両方の委員会  
におきましても、三十八年以来、毎年何回か、廃  
止してはどうかという各面からの御意見をいた  
しておるわけでございます。したがって、そ  
ういった面がやはり一番の考え方の主体になつ  
ておる、かように考えております。これによりま  
して、受信料の考え方、性格を変えようというのでも  
ない。ただ、取り方につきまして若干単純化され  
てまいつた、これだけの差だと、かように考え  
ております。



ねらい、政治的な意図以外にはないのじゃないか、こういうふうには解釈せざるを得ないので。そうでしょう。あなたはしかし大臣じゃないから、あなたを責めたってしょうがないと思うのだけれども、ぼくはそうだと思うのです。そうならそうだと、はつきり言って、それでいいかどうか、それでどうかということでものを判断しない、政治的理由から出た乙乙契約全廃であるにもかかわらず、あたかも、そうでないかのように言いくるめるといふことは、やっぱりよくないのじゃないか。はつきり私は、そうならそうだと、はつきり御答弁になったほうがいいんじゃないか、わかりやすいのじゃないか。この点しかし、あなたに質問したってしょうがない、大臣でないのですから。これほんとうに、この法案は政治的な法案ですよ。だから、ちょっと事務当局じゃ無理じゃないかと思いませんか。ここにだから危険性があるといふのです。ぼくは、大臣がいまそんなから、若干これに伴う意見を言いますけれども、だから、これは一見して単純でよからうではないかといふふうに考えられる法案ですけれども、こういう政治的意図を持ってやられていくということが、やがて私は、放送全体の中に政治権力の介入を許す大きなこれは道を開くものの一歩になるというふうに思いますよ。必然性がないのです。なぜ全廃しなければならぬという必然性が、社会政策的な見地からもなければ、あるいはまた、放送法、放送協会等の立場からも出てこない。いかなれば、政治的な意図以外にない。これを許すと、これはきわめて簡単なようであって、一見国民の利益になるように見えるけれども、長い目で見てみると、これはやはり放送界そのものに政治権力の介入を許す大きな一歩を開くことになる。私はこの意味で、これは非常に重要な問題だといふように考へる。しかし、当事者がいないので、大臣がいらないので、答弁のしょうがなく困ると思うのですがね。まあ法案の立案に当たったのでしょうから――まあ浅野さんの

意見を聞いてみても、しかし、これはうまくないな、実際……。

○政府委員(浅野賢澄君) 重ねて申し上げまして恐縮でございますが、まあこれ、実は三十八年以來何回も出てまいっておったことでもあります。決してそういった政治的な面から出てまいったものではない、こう考へます。特に法律で書いておられますのは「受信設備を設置した者」といふふうにしておりまして、結局、それから先の問題につきまして、いままでも甲とか乙とかいっておったのでございまして、やはりそのときの時代時代によつて考へていくべき問題ではないか、世帯といふとらえ方につきましても、やはり時代時代によつて変わつていくべきである、こういつた面から、この際また、ポータブルの受信機といふものが非常にふえてまいつた、こういつた面から、やはり受信料を取つてまいります場合の単純化、受信料に対する考へ方の単純化、こういつたものがやはり基本をなしておる、かように考へていただきたいと思ひます。

○鈴木市蔵君 これは見解の相違の一番分かれるところかもしれません。しかし、これはやはり法案の性格がどういふものであるかということを示すかにはしておくことが非常に重要なことだと思ひますので、しかし、あなたに御答弁を求めたのは無理かと思ひますから、私はこの問題については、あときつと大臣が来るでしょうから、質問は保留しておきます。委員長、いいですか。

○鈴木市蔵君 いまの質問は浅野さんに答えてくれと言つても無理なんで、大臣が来たときにもう一度やることにして、次に移ります。

これはNHKのほうにも聞きたい点なんですけれども、つまり、これはもし私の考へ違ひであつたならば、ひとつ訂正するにやぶさかでないと思ひますが、いま自動車もがもうすぐくふえて、約一千万台といわれている。この自動車の中に備へつけられていゝわゆるカーラジオというのは、実

態は一体どのくらいの台数に当たりますか。

○参考人(佐野弘吉君) ただいまの御指摘の点につきましても、大体、ラジオの受信セットの設置可能な台数を三百万強と見ております。

○鈴木市蔵君 それは郵政当局も大体同じくらいに押えておられますか。

○政府委員(浅野賢澄君) 私どものほうは、実際の状況を把握いたしておりません。NHKから報告を、その数字を聞いております。

○鈴木市蔵君 これはやはり実際の数字でかなりつかんでいゝと思はれるのは、むしろ、やっぱり運輸省の陸運局だろつと思ひますけれども、運輸省の陸運局では約七割だといつておられるのです。だから、一千万台の自動車のうち、七〇%はいわゆるカーラジオをもうすでにつけておる、こういつておられますが、これをもし受信料として正確に取るとすれば、これはそれなりのやっばり新しい財源になると思ひますが、この点についても十分に、これはまあさらにもまた、将来も伸びる問題です。この点のところ、どういふふうな議論をされて結論が出たのか、この全廃論に踏み切る結論が出たのか、その辺の事情をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(浅野賢澄君) 前回は申し上げましたが、自動車からラジオ受信料を取るようになつたのは昭和二十五年でありますか、もう二十年近い前でございます。当時におきましては、自動車一台の値段も二、三百万以上、相当高いものであつたわけでありまして、一方、私どもの家といふものは当時でははるかに安かつた、こういつた面から、問題はやっぱり世帯といふものにとらえ方に帰着するのではないかと、かように考へております。放送法上は「受信設備を設置した者」、こういふふうな相なつておりました。「設置した者」の見方を世帯として見たわけでありまして、その世帯のとり方に、当時におきましては、自分たちの住んでおる部屋よりも、自動車のほうがはるかにせいたくな、別荘以上である、こういつた面から、これは別建てとして取るようにいたしました

の考へております。ことに、この昨今のように自動車が大衆化してまいりまして、みな月賦で数十万円の車を買つたやうな段階になつてまいりますと、世帯の中にこれを入れて考へたほうが実情に合うのではないかと、一部屋を持つよりも自動車を一つ持つほうが大衆的であるといふふうな相なつておる現状でもございまして、そういつた実情に合うように、今回、自動車につきましても、世帯の中に入れておつた意味で、受信料をいただく対象としな、い、こういふふうないたしました次第でございます。

○鈴木市蔵君 しかし、このカーラジオが今後ますますこれは普及していくだらうと思ひますが、こういふものをその人が、つまり、自動車を持つてゐる人が世帯主であつて、そこにはすでにテレビがあるものだという、そういう仮定の上になつた議論ですね、おたくのいまの議論は。しかし、ものごとをきめる場合に、そういう仮定の議論で私はどういふふうな法律が出てくるということはないのじゃないかと、これはあつた、きつと言ひわけに、つまり、考へつた議論じゃないかといふふうに思ふのです。当然受信設備のあるところから取るというのとはたてまえなんです。だから、この放送法からいへば、ですから、別にその世帯から取るということはどこにも書いてないんですから、受信設備のあるところから契約をして取るということになつていゝんです。当然このカーラジオはそういう意味で当然取るべきものだ。まして、あなた、それは移動してゐるんですから、移動する世帯なんといふものは、はなはだ、とても夢物語りですから、法律の場合、やっばり法改正の場合には私は理由にはならぬじゃないか。そして、この財源ですよ、この財源をもつと有効に使う必要がある。私なんかは毎回言つてゐるうちに、NHKの合唱団であるとか、あるいはまた、劇団であるとかいふふうなものは、非常に安い金で使われておる。だから、こういふ有力な財源があつて、そして、それを用ゐるならば、そういつつたり低い賃金、低い出演料でやっばり満足

しなければならぬ、まあいわば強制されているような方たちを幾らかでもやっばり数っていくという意味からいっても、将来さらにこれが財源として伸びる可能性のあるものまで切つて捨ててしまふというところは、私は必ずしも、こういうことによつてNHKの財源が窮乏になるなどという、そういう意味ではないんですよ。そういう意味じゃありませんけれども、やはり将来に向かつて物質的な基礎を危うくするという意味の一つにはなるんだと思ふんですね。ですから、こういう將來性のある、その展望のある、そしてまた、取らうとすれば、私は決してカーラジオを捕捉してこの聴取料を徴取するということは困難なことじゃないと思ふ。やり方いかんによつてはできることですから、たとえば、その車検のときに、必ず料金を払つたかどうかというその証明書がなければ、車検証を発行しないというやり方だつて、なきにしもあらずですよ。やろうと思へばできることですから。しかも、確実に捕捉できる方法があつて、しかも、有力なそういう意味では正当な資金源になるべきものを切つて捨てるという場合の説明として、いまの電波局長の、車も世帯の一つとしてみなすという説明は、とてもそれは首肯できる理由にはならぬじゃないかというふうに思ふんですよ。その辺の考え方について、ひとつ当事者の放送協会のほうはどうお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○参考人(佐野弘吉君) カーラジオの問題でございますが、電波局長がお答えをいたしましたように、今日、先ほど鈴木先生御自身が触れられましたように、一千万台というふうな自動車台数が急激に伸びてまいりました。ただ、この一千万台のうち、五百万台ほどは貨物でございますので、まだ一般乗用車というものがこの一千万台の非常に多くのパーセンテージを占めておるわけではございませんが、しかし、今日あるいはこれから先五年、十年を展望いたしましても、一般家庭用の自動車の普及というものが想像以上のものがあつて、したがつて、これをもつていわゆる普及大衆

化と言へるんではないかと思ふんでございます。先ほど契約甲の問題と関連しての御指摘でもございしますが、私も、現実に営業的立場からいいますと、設置場所ごとにこれまで世帯は一位というところで、台数のいかんを問はず一単位の契約にしてございしますが、ただ、自動車は別の設置場所としてございしますが、現実的には徴収上のいろいろな問題が発生をいたしております。先ほど来御指摘のように、事実、三百万強と目せられますカーラジオの普及の中で、率直に申して、今日現在で五十万台の契約というふうな数字にとどまっておりますことは、言いかえますれば、一部徴収困難、非常にやっかいだというふうな点もございします。あれこれ勘案いたしまして、今日、法律の精神でこの契約の廃止という方向に向かわれたことに対して、協会といたしまして、もとより法律上の改正でございしますから、法律を順守するわけでも、すべてを申し上げておるわけではございませんが、一、二引例したような点からも、今日この方向に進むことに決して異論のないというふうな考えに立つております。

○鈴木市蔵君 もう一つ、この問題と関連して心配するのは、このラジオ放送の独自性というものが失われていく危険がないかどうかという問題です。つまり、契約が全廃されるんですから、放送協会としての、ラジオ放送自身の持つてゐる独自性というものは、一体どこでだれがどういふ形で今後は保障していくのか。その辺どうなんですか。

りますか、これは別といたしまして、かりに三、四十円といたしましても、八十億近いお金というものはその中に含まれておるわけでありまして。ラジオに、音声に使つておられますお金、百億余り、百十数億、こういふたものにある程度近いものが入つておるわけでありまして、決してこれによりましてラジオ放送を監視するとか、それからラジオに対して考えを変えたとか、こういふことは全くないのであります。現在のこの改正によりまして、受信料そのものの中には、テレビもラジオも全部入つておるといふ考えは全く同じでございします。その点は特に御指摘のようなことにはならないものと思つております。

○鈴木市蔵君 つまり、この私の言つてゐるのは、テレビの中に含まれてゐるラジオを言つてゐるんじゃないのです。ラジオ放送だけの独自性、これもあるでしょう。ラジオ放送としての独自の分野というものはあるはずですが、テレビと一緒に流すということだけじゃないわけですか。ラジオ放送はラジオ放送としての独自性というやつは今日まであつたわけですから、これが契約が全廃された場合に一体どうなるかということをお聞ひておるんです。

○政府委員(浅野賢澄君) 当初この法律ができたところは、ラジオだけでございしました。それ以降、放送界の進歩とともに、テレビが加わり、FMが加わり、さらにそれもステレオ、各般に広がつてまいつておるわけでありまして。テレビにいたしましても、白黒からカラーが出ておりました。その品種ごとにそれぞれ取り扱ふことは、きつめて困難でありまして、特に、税金としてでなしに、聴視料という一種の負担として取り扱ふ場合にございまして、とにかくにも、NHKの放送を聞くということによつてとらえなると、とらえ方が非常にむずかしくなつてきておる。やはり単純化して合理化もし、そして国民全体で全世帯でNHKを育てていこうと、こういふ面から、見ておる時間、見ておる幅、こういふものは度外視して、お互い分担をしていく、こういふ一

種の負担金ではないか、かように考へておられます。これはやはり放送の複雑化、進歩と一緒に出てまいつた一種の現象であらうと、かように考へます。御了承いただきます。

○鈴木市蔵君 御了承はいいですけれども、やはり物質的な根拠のないところからは、どうしても責任の所在というものが不明確になつていくものですよ。これは、ですから、ラジオ受信に關する限りは、乙契約というものを全廃することになりましますと、どうしてもラジオ放送自身の独自の番組とか独自の内容とかいふものはやはり変化をしてござるを得ないのではないかと。そう言つちやなんでしょうけれども、二番せんじ、三番せんじ、あるいはNHK自身としては、ラジオ放送それ自身の独自性というものを重視していかなくなる。物質的な根拠がなくなつちやうわけですか、それは免れないと思ふんですよ。あらゆる問題がそうだとしうふうに見て差しつかえないと思ふんですよ。ですから、テレビと一緒に流すラジオ、それはそれでしようけれども、要するに、ラジオだけで受信をするという側から見たら、明らかにやっばり内容の低下が免れない、必ずするなるであらうという危険を感じざるを得ないわけですが、この保証はどういふふうなことによつてカバーしていこうと考へられるのか。だから、ラジオ受信料を全廃するということと同時にラジオ受信機はなくなつてしまふというのなら、これはあなたの言うとおろかもしれませんけれども、しかし、ラジオ受信機はあるわけですから、そのラジオ受信機によつて受信をするほうの側としてみたら、聴取料を払わないことによつて、契約が全然ないということによつて、それはいわばその放送の内容の責任の所在というものがどういふ、だれが持つのか、そういう点がこの物質的な根拠がなくなるとともに、やはり非常に希薄になつていく。これはしたがつて、NHK自身のやるラジオ放送の独自性というものは今後やっばり失われていく方向へ向いていく危険が非常に多い。今回のこの改正案はそれをどうしてカバーをするかと

いうことを聞いておられるわけなんです。で、あなたの御説明だけでなくて、これはひとつ放送局のほうからも、ぜひこの辺のところは御答弁を願う必要がある問題だと思っております。

○参考人(前田義徳君) たいま御指摘の点は、われわれもこの放送法の一部改正と相まって戒心しなければならぬ点だと考えております。私どももいたしましては、やはりNHKは全国民の放送であるというたてまえを堅持しながら、たいま御指摘のラジオの放送について、単に番組のみならず、サービスの点についても、あるいは技術関係、あるいは、その他あらゆる問題について、私どもとしては万全の対策を立てながら、従来どおりの考え方を一そう前進させて、全国民の放送としての責務を果たすという点で、それをゆがめないようにしてまいりたいと、このように考えております。

○鈴木市蔵君 その考え方はいまお説のとおりだろうと思っております。しかし、それを保証する物質的なものがないんじゃないか。乙契約の全廃によって、ここでそれを保証しそのいま会長がしゃべったような方針を貫いていく、カバーする実際上の指示というものは、どこで命じられるのですか。いやおうなしにこれはしわ寄せられるというふうなふうにしか考えられないのです。この点どうでございますでしょうか。

○参考人(前田義徳君) その点は、ただいま申し上げましたように、やはりNHKを運営する私ども自身がその点に特別に配慮を払うべきであるというふうに考えており、実際上も、そういう場合において、われわれの放送を聞いてくださる単独ラジオ聴取者に対しては、従来の精神でまいりたい、こういうわけでございます。

○鈴木市蔵君 これは私はこの改正案の持つておられるやっぱ一番大きな一つの盲点というか、これはおそろしく、このラジオ放送、ラジオ単独の放送はほとんど民間のコマーシャルの分野に移っていく危険を感じるわけですね。こういう形をとっていけば、そういう意味からいっても、やっぱり内容の低下ということも考えられてくるわけですが、それでも、そこでもう一つ、この財源を失うことにより、ラジオ独自の放送については従前と同じような、やっぱり万全の処置を講じていくということになりませんが、財源の裏づけがないということになってくると、どこかへしわ寄せが来るのは、これはものごとを考える場合に常識だと思っております。そのしわ寄せが一番弱いところに行く危険がある。先ほどちょっと、まだ会長がお見えにならないかたときに申し上げたように、特にNHKの劇団であるとか、それから合唱団であるとか、そういうたつたつたまり出演回数契約を結んでおる弱い立場の芸能人に対して、そういうところへしわ寄せがいく危険がなきにしもあらずということをとるというところは、そのことによつていささかもそういう弱いところへしわ寄せがくるということはないという、はつきりとした御答弁がいただけるかどうか。

それから、先ほどちょっと申しましたように、ラジオの公共性がやっぱり民間のコマーシャルに重点が移っていく、今後非常に大きくなるという見通しについての考え方は、二つの点について。

○参考人(前田義徳君) 繰り返して申し上げますようであります。われわれ、国民の放送をあずかる者の考え方としては、放送の種類のかんを問わず、また、放送の種類と関係する視聴料制度のいかんを問わず、われわれとしては、その波に適したものを全力をあげて放送するということを私は深く期しているわけでございます。この意味において、私どもとしては、経営全体から、従来の方針がゆがむということはありません、また、方針がゆがむといけないうる方を持つていられるわけでありまして、これは具体的な問題と関連するところにお気持の御質問かと考えますが、それらについても、従来の考え方をくずすことにはあり得ないというお約束を申し上げたいと思っております。

容の低下ということも考えられてくるわけですが、それでも、そこでもう一つ、この財源を失うことにより、ラジオ独自の放送については従前と同じような、やっぱり万全の処置を講じていくということになりませんが、財源の裏づけがないということになってくると、どこかへしわ寄せが来るのは、これはものごとを考える場合に常識だと思っております。そのしわ寄せが一番弱いところに行く危険がある。先ほどちょっと、まだ会長がお見えにならないかたときに申し上げたように、特にNHKの劇団であるとか、それから合唱団であるとか、そういうたつたつたまり出演回数契約を結んでおる弱い立場の芸能人に対して、そういうところへしわ寄せがいく危険がなきにしもあらずということをとるというところは、そのことによつていささかもそういう弱いところへしわ寄せがくるということはないという、はつきりとした御答弁がいただけるかどうか。

○委員長(森中守義君) ちょっと速記とめて。

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

○鈴木市蔵君 そこで、さっき大臣ちょっとお見えにならなかつたときに質問を一点だけ保留しておるのがあるのです。

それは、私の質問の内容は、今回の放送法改正の理由づけは非常に不明確だ。これは単に量的な変化ではなくて、やっぱり質的な変化の問題だ、いままでも取ったものを取らなくなる、あるいは、いままでも取らなかつたものを取るといったような問題は、事の大小とか、あるいは高い低いとかいうものと違って、やっぱり明らかに質の変化を呼んでいる。そういう意味で、この質の変化を呼ぶに至つた理由というものは一体どこにあるであろうか。それは放送協会のほうからのイニシアチブによつてこの改正が出たということは考えられな。先ほど電波監理委員会に諮問したかということについても、諮問をしてないという実情から見ても、放送協会のほうから積極的に出された意見でもなければ、それからラジオ単独の聴取者の側から出た要求でもないことは、すでに社会政策的な意味からいへば、ラジオ聴取料の免除はほぼ一〇〇%に近いところまでいっている、こういうことから考えてみますと、今度の法改正というもののただ一つの出された根拠というものは、政治的なねらい以外にはないのではないか、その政治的なねらいは何であるかということをお答え願ひたい。いろいろ事務当局のほうではそうではおられないことでも、やはりこれははつきり政治的な問題として、政治的なねらいを持った法案として出したのだということをはつきりとしたほうが、いい悪いは判断をいたしますが、ものごとを進めていく上にかえつてあいまいさがなくていいのではないか、こういうふうな御質問を申し上げているわけでございます。したがって、その政治

的な意図というものは一体どこにあるのかということをお聞きしたい。

○國務大臣(小林武治君) 政治的意図ということはどういうことか、いろいろこれはとり方がありますが、いわゆる私、率直に申しまして、まあこういうことが政治的御判断になれば、あるいは政治的かもしれないが、すなわち、あらゆる面において国民負担を減らすということは歓迎すべき事態である、一方、NHKの経営自体からいけば、これが、このごろはほとんどラジオとテレビというものが合わさつた状態になってきた。かねてから、テレビが六五%ぐらいカバレッジを持つようになれば、もうラジオ単独はやめてもいいというふうな説も、かねてから行なわれておつたのでありますし、また、この委員会において、ラジオは取らぬでよからう、こういうふうなこともございました。原案としてあつたということもございまして、要するに、これが減らすということもNHKの経営にどう影響があるか、これを考へる場合に、経営に大きな支障がなければ、こういうめんどろなものはもう取らないことにする。これによつて、幾ぶんでも全体として国民の負担も減るんじゃないか、こういうことであります。現在においては、前に申すように、わずかに全収入の一分にもならない、こういうふうなものをめんどろな方法でもって徴収しておる。前からお話しのように、これは徴収費が、経費が徴収額の半分にも及ぶ、こういうことが言われている。また、カーラジオにしても三百万台もあるのに、まだ五、六十万台しか取れないというものは、取れぬだけのいろいろのめんどろがあるから取れない。だから、そんなものを取らぬでいいものなら、経営にそり大きな支障がないものなら、やめたほうがいいだろうというものであつて、それを政治的意図と解するならば政治的意図と申しますか、そういうことであつて、他意はない、こういうふうには私に考えております。それで、カーラジオももつと取れというふうなことを前々からお話があつたのであります。なかなかこれは成績

があがらない。また、一般の徴収費も、いまのよりに収入額の半分も徴収費に要するというのは、おそろく、ほかの料金にはあるまい。そういう非能率のものはこの際やめても差しつかえないのではないか。しかも、ラジオとテレビが重なってく。さつきからラジオをやめると言いますが、私は、ラジオ単独はやめませんが、放送そのものに対する料金はいたたく、放送受信料というものはいたたくということになりますから、ラジオを取らないんだというよりな考えでなくて、NHK全体の放送に対する受信料をいたたくのだ、こういう考え方になれば差しつかえないんじゃないか、こういうふうにも思います。変な意味における政治的意図というものは全然ない、こういうことを申し上げておきたいと思えます。

○鈴木市蔵君 これはこの間、与党の議員のほうからこの問題について質問があつて、そういう大ざっぱな説明ではおさまらない面が出てくるよという意味の質問がありましたので、私も重複を避けずから、これ以上この問題を追及しませんけれども、やはり一つの企業体が、こういう公共性を持つた企業体がやっておる仕事でありますから、どうしてもその企業体自身の公的立場に立つ意見が先行されて出ていくということがたまたま上必要だというふうに出ていくわけなんですけれども、今回はむしろ上からの、まあ政策上の意図といえますが、そういう面から出てきたという点で、私はむしろ、これは一見国民の負担をできるだけ軽減するとか、少なくともこういう面といふ面ばかりではなくて、こういうことが一つの放送に対する政府の干渉を誘発していく大きな道を開くことになる、歴史的にそうなるというその危険を私は指摘しないわけにはいかないわけですよ。

時間がありますので、最後に、この問題と直接関係はありませぬけれども、先般来当委員会でも質問をいたしました。つまり、日本芸能員労働組合のその後の問題の処理に対して、NHKの側としての前進の態度が示されるかどうか、何らかの意味で、当委員会でも希望いたします。

したような話し合いが、団体交渉といったような、そういうかた苦しいことではなく、また、雇用問題といったようなことも一応抜きにしまして、とにかく、待遇の問題を中心にした話し合いが行なわれるような方向に前進をしたものかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○参考人(浅沼博君) 現在、日芸労とは、前回お答え申し上げましたように、地区ごとに話し合いを進めております。現に大阪におきましても二回の話し合いというのを聞いております。

○鈴木市蔵君 つまり、この前の当委員会において若干問題が深められた形における進展の状況をお聞きしているのではありませんか、地区ごとの、地域ごとの話から一步を進めて、やはり放送協会として責任を持った形で中央でも話し合いに必ずやうな姿勢をやはりとるべきではないかという強い希望も出されて、当委員会の速記録にも載っていることだと思えますが、その方向にお進みになるという気持ちはお持ちになっておられないのですか。

○参考人(浅沼博君) 協会といましては、回数出演契約に関する問題につきましては、いままでどおりの話し合いを進めていきたいというふう存じております。

○鈴木市蔵君 もう当委員会は時間がないので、きょうは最終日というふうな関係で、私はこの問題について詳しく触れる材料をたくさん持っているのですけれども、きょうは質問をやめざるを得ない。非常に残念だと思えますが、この前の当委員会において、この労働慣行の問題について、日本放送協会はむしろこの面においてもやはり公共にふさわしいような立場で、前向きな姿勢でやはりこの問題を解決してもらいたいという強い希望を表明しておきました。聞くところによると、かえってその後の協会側の姿勢は以前よりも硬化をしたというふうな聞き取りがあります。また、第二組合的な性格を持つものささ育成をして、切りくずしをやっているというふうなうわささえ耳にしているような状況ですから、当委員会

でる質問をし、考慮を願ったにもかかわらず、事態がどうも逆の方向に進んでいるというところは、いささか国会の論議に対するNHKの姿勢の基本問題に關してどうかという感じもいたしますので、この辺、最後にひとつ会長の答弁をいたしたい、私の質問を終わりたいと思えます。

○参考人(前田義徳君) ただいま先生の御発言で、前回よりも逆にNHKの態度が硬化しているやに伝えられるということですが、この点については、さようなことはございません。御承知のように、芸能という点からいいますと、やはり私も似たような点からいいますと、やはり私が一番重要視されるわけで、この点については生活権の問題とからみ合っていると思えます。生活権の問題についても、これは回数制度をどうするかによって、われわれとしても、できる限りの努力をいたしたいと思えますけれども、同時に、そのことは、相互関係に立つて技能の向上ということも相手側も考えていただく必要がある、このように従来からも申し上げているわけでありまして、しかも、この方々はそれぞれの地区における主としてローカル放送との関係で存在するわけでございますので、そういう意味では、やはりその地区のわれわれの責任者との話し合いを持って、われわれとしてはその動向を判断いたしました。このように考えているわけでございまして、決して御質問以後にわれわれの態度がまた別になつたということはないことを申し上げておきたいと思えます。

○委員長(森中守義君) 暫次休憩いたします。  
午後六時三十一分休憩

午後九時二十四分開会  
○委員長(森中守義君) 休憩前に引き続き、通信委員会を開会いたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め

て御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。  
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市蔵君 私は、この放送法の一部改正案に反対します。おそろくは、衆参両院を通じてただ一人の反対者となるかと思えますので、この際、その理由を明らかにしたいと考えます。

反対理由の第一は、この法案が一見、国民の利益に合致するのようには見えませんが、実際はそうではありません。現在、生活困窮者、身体障害者等に対するラジオ受信料免除という社会政策的な意味での料金の免除は、すでに一〇〇%近くに達しております。私は、社会政策的な意味での受信料免除のワクを拡大するものであれば、反対するものでもちろんありません。むしろ、テレビ料金の減免を含めてそのワクを拡大すべきだと考えています。しかし、この法案の内容、すなわち、契約乙の全廃ということは、これは全く似て非なるものであります。今日、ラジオのみの受信者は、主として数百万台に及ぶカーラジオであり、ホテルその他のラジオであります。なぜ、これらのみの料金を全廃しなければならぬのか、その正当な理由は、質疑を通じて全く見当たりません。しかも、一方では、甲料金、すなわち、テレビとだき合わせの場合のラジオ受信料は据え置かれるという不公平を生んでおります。これは明らかに矛盾であります。

反対理由の第二は、この法案を提出するに至つた政治的意図と法案の性格についてであります。初めは、選挙中佐藤首相をはじめ政府・自民党幹部の思いつきに端を発した人取取り政策でありましたが、いまではこの法案は、それ自身NHKに對する政治権力の干渉という形をとってよりよくなっております。今回の改正案の危険な性格が感じられます。すなわち、受信料全体についての運命を政治権力が左右するという道を開くことに

なりません。それを通じて、放送番組に対しても権力のにらみが強くなり、NHKの全面的な政治権力への屈服が避けられなくなる道を開くものと思われれます。

反対理由の第三は、乙料金の全廃によって、ラジオ放送の独自性がそなわれ、内容、番組の低下を免れないと思ふのであります。NHKが責任を持つラジオのみの契約者はこの改正案によってなくなるのでありますから、これは放送上大きな質的変化を招来することになると思ふます。そしてラジオ放送独自の公共性は次第に失われ、コマーションを主とする放送にその席を譲らざるを得なくなるのであります。こうしてこの改正案によるしわ寄せは必ず弱いところに集中し、芸能人、楽団員などの地位に一そう不安を呼ばないかと心配する次第であります。従来、NHKはこれらの芸能人をきわめて冷遇してきました。その集中的あらわれが、日芸労に対する頑迷きわまる態度であります。一例をあげますならば、ラジオの基本出演料が五カ年間全く据え置かれていたという事実から見ると、改正案はこれらの弱い芸能人たちに一そうしわ寄せられる心配を持たざるを得ません。以上の理由によって、私はこの法案に反対をします。

○委員長(森中守義君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

放送法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○国務大臣(小林武治君) ただいま放送法改正案の御可決いただきました、まことにありがとうございます。

審議の際、あるいは討論の際御注意がありましたことは、十分今後の参考とし、反省の資といたしたいと、かように考えます。ありがとうございます。

○委員長(森中守義君) 本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十九分散会







昭和四十二年八月二日印刷

昭和四十二年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局